

一般財団法人 豊中こども財団 会員規程

令和5年10月20日制定

(目的)

第1条 この規程は、定款第33条第2項に基づき、一般財団法人豊中こども財団（以下「この法人」という。）の会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 会員の種類は次のとおりとする。

- 一. 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助しようとする施設
- 二. 特別会員 この法人の事業に功績のあった個人または学識経験者で、理事長が指名する者

(入会手続)

第3条 正会員になろうとする者は、様式第1号に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は前項の入会申込書を受理したときは、当該会員にその旨通知するものとする。

(会費)

第4条 正会員は、次の各号に定める会費（年額）を納入しなければならない。

- 一. 正会員 園割り 45,000円 + 1,000円 × 園児数（5月1日現在 実員数）
- 二. 特別会員 無料

- 2 前項に定める会費は、毎年度2期（5月・10月）に分けて納入するものとする。 但し、年度途中で会員となったものは、最も近い納付月から納付するものとする。

(退会)

第5条 会員が退会しようとするときは、様式第2号に定める退会届を理事長に提出するものとする。

- 2 前項の場合、既納の会費は返還しない。

(規程の変更等)

第6条 この規定の変更は評議員会の決議を経て行う。

(雑則)

第7条 この規定の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規定は、評議員会の決議のあった日から施行する。

（法人税法施行令 第3条2）